

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA県B市所在の会社CD事業部B店に雇用され、マンションの管理員として勤務していた。

請求人によると、平成○年○月○日、担当するマンション「E」に自転車を使用して出勤する途上、前方から対向してきた男子学生の自転車と衝突しそうになったため、急いで自転車を降りた瞬間に左膝に激痛を感じたという。

請求人は、同日、F病院に受診し「左膝関節内挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同病院での療養を継続しつつ、G病院及びH病院においても治療を受けた。療養の結果、請求人は、F病院の診断により平成○年○月○日をもって、治ゆ（症状固定）と認定された。

請求人は、本件傷病の治ゆの認定に納得がいけないとして、監督署長に対して平成○年○月○日受診分の療養給付の請求をしたところ、監督署長は、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件傷病の治ゆの認定に納得がいけないとして、監督署長に

対して、これまでも本件とは異なる受診日ないし期間の療養給付若しくは休業給付を請求したが、監督署長は、いずれも治癒後の請求であるとして、それぞれの請求について支給しない旨の処分をした。請求人は不支給決定処分ごとに審査官への審査請求を経た上で当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年労第〇号事件については、平成〇年〇月〇日付けで、平成〇年労第〇号、〇号併合事件については、平成〇年〇月〇日付けで、平成〇年労第〇号事件（以下「前回裁決」という。）については、平成〇年〇月〇日付けで、それぞれ棄却する旨の裁決をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、その後の療養給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は上記第1の2に記載のとおり、本件傷病の治癒認定が納得できないとして、請求期間の異なる療養給付等の請求を繰り返し、その都度、審査請求を経て再審査請求に及んでいる。

本件再審査請求に当たり、請求人の主張及び一件記録を精査するに、請求人はこれまでの再審査請求時と同旨の主張を繰り返しており、また、新たな医学的見解等の提出も認められない。

したがって、当審査会としても、前回裁決を始め、これまでの裁決において、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒し、その後の再発も認められないとした判断を変更する必要は認められないと判断する。

3 以上のとおり、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒していることから、治癒後の療養給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。